

26 ハラスメント防止のための取り組み

本学は、学生の修学と教職員の教育・研究および良好な就労環境を保障するために、「瀬木学園におけるハラスメントの防止等に関する規程」および「ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針」に基づき、各種ハラスメントの防止・排除と問題が起った場合には迅速かつ適切な対応をとり、最善の解決に努めることとしています。

本学に所属するすべての学生・教職員が、個人として尊重され、(平和で)安心して学ぶことができ、教育・研究に専念できる環境作りに全力をあげて取り組んでいます。

(1) ハラスメントとは

ハラスメントとは相手側の意に反する不適切な言動を行うことによって、相手側に精神的・身体的な面を含めて、修学、教育・研究や職務遂行に不利益や損害を与えることをいいます。学園内で起こりやすいハラスメントには「セクシュアル・ハラスメント」、「パワー・ハラスメント」、「アカデミック・ハラスメント」があります。

■セクシュアル・ハラスメント

「性的嫌がらせ、性的なからかい、性的ないじめ、性的暴力」のことで、修学、就労等の場面において、(優位な地位や権限を利用し、)性的な言動や要求を受け入れることを条件や評価の基準としたり、また、修学・就労環境を悪化させることをいいます。セクシュアル・ハラスメントは、男性から女性に対して、女性から男性に対して、友達同士で、同性間でも起こることがあります。

■パワー・ハラスメント

修学、教育・研究、就労などの場面において、優位な地位や権限を利用し、業務の適正な範囲を超えて人格と尊厳を侵害する言動で、相手に精神的・身体的苦痛を与えたり、修学、教育・研究、就労環境を悪化させることをいいます。

■アカデミック・ハラスメント

教育・研究上、優位な立場にある者が、その地位や権限を利用して、不利益な取り扱い、人格的な誹謗・中傷、精神的虐待等の不適切な言動を行い、これによって受け手に修学、教育・研究の意欲および学問環境を悪化させることをいいます。

(2) ハラスメントの被害にあったときには

- ハラスメントを受けたと感じたら、「いやだ」と、相手に直接、はっきりと伝えてください。自分の態度をはっきり示すことが大切です。
- 意思表示をしても効果がないとか、意思表示をしたくてもできない場合は、一人で悩まずに、まず信頼できる人や教職員に話したり、ハラスメント相談員に相談してください。

- ハラスメントを受けたと感じたとき、「いつ、どこで、誰から、どんなことをされたのか、目撃者等」について、できるだけ詳しく記録（メモ、メール、録音等）を取っておいてください。

(3)ハラスメント相談と対応

本学に所属するすべての学生・教職員が、ハラスメントを受けたと感じたとき、ハラスメントの被害にあったときは、大学に配置されている「相談員」に安心して相談することができます。相談員は、揺るぎない人間の尊厳を根底に据え、相談者にとって適切かつ最善の利益は何かという視点を常に持って問題解決に当たります。相談は、匿名の相談はもちろん面接・電話・手紙・電子メールのいずれでも受け付けます。相談内容や名前等のプライバシーは必ず守られます。また、相談することで不利になることは一切ありません。

(4)ハラスメントのない大学を目指して

本学では、全学生・教職員、本学に関係するすべての人々が、安心・安全で、良好な教育・研究・就労環境を築き、お互いに「人格を認め合い」、「個人として尊重される」大学を目指します。

そのうえで、万が一ハラスメントに起因する問題が発生した場合には、万全の体制のもとで速やかに快適な環境を取り戻せるように努めます。